

まして、内地においてもなお就業のできるように、都道府県知事がその履歴を審査いたしまして、適当と認めるときは、それ／＼の旧規則による免許を手え、または登録する道を開くという問題でございます。この問題につきましても、そういうふうな改正することゝが適当であるという結論に達しました。

そのほか学校の指定、養成所に関する事項につきましても、省令委任の根拠規定を整備いたすとともに、改正に伴う条文の整理を行うなど、必要な改正につきましても論議を闘わしまして、それ／＼しかるべく改正を行おうというところに結論ができた次第でございます。

以上御報告を申し上げます。

○松永委員長 次に保健婦助産婦看護婦法等の一部を改正する法律案について、提案者より趣旨の説明をお聞きしたいと存じます。井上参議院議員。

保健婦助産婦看護婦法等の一部を改正する法律案
右の議案を議決する。
昭和二十六年十月二十九日

発議者
藤原 道子 井上なつあ
谷口弥三郎 中山 壽彦
有馬 英二 藤森 眞治
松原 一彦 河崎 ナツ
梅津 錦一

参議院議長佐藤尚武殿
保健婦助産婦看護婦法等の一部を改正する法律
第一条 保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条中「その他試験に關して必要な事項」の下に「及び第十九条から第二十二條までの規定による学校の指定又は養成所に関する必要な事項」を加える。

第五十一條第三項を次のように改める。
3 第一項の者は、第七條の規定にかかわらず、厚生大臣の免許を受けることができる。

第五十二條第三項を次のように改める。
3 第一項の者は、第七條の規定にかかわらず、厚生大臣の免許を受けることができる。

第五十三條第三項を次のように改める。
3 第一項の者は、第七條の規定にかかわらず、厚生大臣の免許を受けることができる。

第五十六條の二 内地以外の地において、昭和二十六年八月三十一日以前に保健婦養成所若しくは助産婦講習所を卒業し、若しくは助産婦免許を得、又は昭和二十五年八月三十一日以前に看護婦免許を得た者で、旧保健婦規則、旧助産婦規則又は旧看護婦規則により保健婦、助産婦又は看護婦となることができる者と同等以上の実力がある都道府県知事が認めたものは、第四十九條第二項及び第五十条第二項に定める期限後においても当分のうち、旧保健婦規則、旧

看護婦規則又は旧助産婦規則により、都道府県知事の免許又は登録を受けることができる。
第二条 保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第四百七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十二項及び第十三項を削る。
この法律は、公布の日から施行する。

○井上参議院議員 ただいま議題となりました保健婦助産婦看護婦法等の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。
この法律案の内容につきましても御説明申し上げますと、主要な改正点は二点でございます。

第一に、旧保健婦規則、旧看護婦規則または旧助産婦規則によりまして、免許または登録を受けておりました保健婦、看護婦または助産婦すなわちいわゆる旧規則による既得権者の国家試験及び身分の問題につきましては、現行法の原則による国家試験を受けて合格しなければ、現行法による保健婦、助産婦または看護婦と同様の身分を認め、取得することができなかつたのでありますが、これは既得権を保護する点で多少欠けるところがあつたと存じますので、いわゆる旧規則による既得権者につきましては、それぞれ国家試験を免除して現行法による免許を手え、その点からいつても、身分の点からいつても新旧の間に差別をつけずに取扱うことができるようにいたしました

次第でございます。
第二に、旧規則におきましては、内地以外の地において、保健婦養成所もしくは助産婦講習所を卒業した者、助産婦免許を得ていた者、看護婦免許を受けていた者等に対しまして、それぞれ都道府県知事がその履歴を審査して適当と認めたときは、内地においてもなお就業のできるように、それ／＼の規則による免許を手え、または登録する道が開かれておりましたが、なお当分のうち、外地からの引揚者等のうちこれに該当する者も予想いたされまゝので、同様の扱いのできる道を開く必要があるのでございます。

以上が改正の主要な点であります。が、その他学校の指定、養成所に関する事項につきましても省令委任の根拠規定を整備し、また右の改正に伴ひまして条文の整理を行う等必要な改正を行うこととした次第でございます。

何とぞすみやかに御審議の上御可決あらんことをお願い申し上げます。次第でございます。

○松永委員長 次に本案についての質疑の通告がありますので、これを許します。青柳委員。

○青柳委員 質問ではないのでございしますが、先ほど小委員長として報告いたしましたのが、大事な点を実は漏らしました。それは何かと申しますと、従来看護婦につきまして十三年の学歴職歴を持つておる者については、現在の制度におきましては、いわゆる認定講習を受けることによつて、国家の免許を受けることに相なつておるのでございします。これが先ほど御報告いたしましたように、認定講習もなくして、ただちに国家の免許を受け得るというこ

とに相なるわけでございます。かゝりましたと、われ／＼が大いに希望いたしております看護婦の質的向上に欠くることに相なるおそれがあるのでございます。その点につきましては小委員会において、最も慎重な検討がなされたのでございします。これに關しましては、いわゆる看護婦の再教育を十分に国家において行うべきである。そのためには十分なる予算を計上すべきであるということが、大いに主張せられたのであります。この席にも大蔵省当局に来てもらひまして、その点を強くわれ／＼から要望いたそうとしておつた点でございますが、大蔵省当局に質問することは、大蔵省当局が来られてからにいたしますが、そういう強い条件を付しまして、われ／＼意思を一致せしめたものであるということをお報告しておきます。

○松永委員長 次に金子委員。

○金子委員 去る国会におきまして、たいへんな騒ぎを経て、看護婦法の改正があつたのでございします。それがまたたく間にこういふふうに一瞬して、何といひますか、急転直下にかわつて来たことが、ちよつと私には了解しかねる点もあるのでありますけれども、まず第一に政府当局に質問したいことは、一体どういふふうにかつたのか、資質の向上、要するに看護婦の資質というものを当局の意見としても非常に重きを置くといふことで重大視してありまして、私どもも一応もつとも考えました。がゆえに、非常に苦慮いたしまして、十三年の経歴とか、あるいはそれでもないけれども、ある一定度の講習会を設けたらどうかというふうなこと、改正法律ができたわけ

○久下説明員 私からお答え申し上げます。御質疑の点はその通りごもつともでございます。ただ一面から考えますと、旧規則によりまして免許を得ておりましたいわゆる既得権者につきましては、その業務を行います上におきましては、現行の法律によりまして、も何ら新制度の保健婦、助産婦、看護

して法律がもの一年もたたぬうちに、しかもこの法律がまだ軌道に乗らぬうちに、また改正というようなことは——それは悪いものを改めるにやどさかであつてはならないけれども、また一面から言うならば、法の威信といふしましても、そんなに簡単に考えられるものなら、なぜあんなばかなことをしたのだというそしりを当然受ける。結局法の威信にもかかわるということになります。私も今後この法律審議にあたりまして、あくまで行政の面に當つておる当局の諸君の實際の意見というものを十分にしんじやくし、そして実情というものを勉強いたしまして、法律をきめたいと考えております。従つてこの前の春のような態度と、きまうのような態度と、こういうふうにかわるような態度であることは、非常に私どもは遺憾であります。でありますから、私は過去のことは申しませんし、本法律も、それでさしつかえなないというような政府当局の意見でありますから、これは多数の要望でもあるししますから、本案には賛成いたしたかといと思ひますけれども、こういうこととは、今後の問題としては相当慎重に考へてもらいたい。わずか三月か四月前と、その後におけるわれ／＼の質問に對して、まったく昼間と夜の相違のようない御意見を出されると、私どもは事門家ではありませんから、一つの常識的な立場から法律を審議しているのです。それに對して専門家を呼び、また政府当局のそれにかかわつていゝ人達の意見を尊重して法律を審議したい、こういうことを考へておりますがゆゑに、再びこういうことを繰返すようなことがあつてはならない、こういうこ

とを私は考えておりますので、この点についてもう少し政府当局として責任を持つて、慎重に考えていただきたい、こういうことをこの法律の審議にあつて要望するものであります。

○松永委員長 ただいま大蔵事務官岩動氏がお見えになりましたので、先に留保されました青柳一郎氏の発言を許します。

○青柳委員 大蔵省御当局に質問をいたそうと存するのでございます。ただいま看護婦、助産婦、保健婦の制度の改正が論議せられておるのであります。ところで去る第十国会におきまして、ことに看護婦制度につきまして、本委員会におきまして非常なる慎重審議の結果、一つの結論を得ました。それが現行の制度と相なつております。それはすでに御存じのように、看護婦におきましては、学歴、職歴を通じて、十三年以上の経歴を持つております人、その人々がいわゆる認定講習を経ました際に、国家より免許される、こういうことに相なつたのであります。現在ここでもつて今審議しております法律案によりますと、その認定が、従来看護婦であつたものは、認定講習なくして、ただちに国家の免許を得られるというところに相なるのでございます。われ／＼が認定講習の必要を認めましたのは、一にかかつて看護婦さんの、人間の貴重な生命を取扱う看護婦さんの質の向上を目ざしてあるのでございます。この認定講習がなくなるという点、今度は国家の免許を得た看護婦さんに對して、大いに再教育を行わなければ、その質の向上を目ざすことができなくなるのであります。幸いにいたしまして、ただいま

ま国会に提出されております補正予算を見ますのに、看護婦さんの認定講習につきましても、予算が計上せられておるのでございます。今度は認定講習のかわりにその質的向上をはかるために、再教育の費用を十分に盛つていただきまして、貴重な看護婦さんの使命を完全に果させるようにいたさなければ、どうしても相ならぬと思うのでございます。これらの点につきまして、大蔵省当局におきまして御善処をお願いしておきたいと思うのでございます。御意見を承りたいのであります。

○岩動説明員 ただいま保健婦助産婦看護婦法の一部改正の法律案について、特に看護婦の再教育について、予算的に十分な措置をとるべきである、こういうような御意見であつたと思ふのであります。二十六年度の補正予算におきまして、この四月に法律改正になりました、厚生大臣の指定する認定講習を開くことが国の義務となりましたので、その点につきまして新たに補正予算として予算を計上いたしましたわけでありまして、しかし今度提案になりました法律によりますと、法律上の義務として国がこの認定講習を行う必要はなくなつたと思ふのであります。したが、しかしただいま青柳委員からお話がありまして、看護婦の質の向上ということは、わが国の保健衛生の向上の上においても、非常に重要な問題でありますので、その本来の使命を十分に發揮させるためには、できるだけその質の向上のためのいろいろな手段を講ずべきであるというふうな考へておるわけでありまして、この法律が通りました上は、厚生省とよく相

談の上で、できるだけ予算上の措置も講じたい、かように考へておるわけでありまして。

○松永委員長 次は松谷委員。

○松谷委員 先ほど金子委員の御発言になりました点について、重複を避けて省略いたしますが、ただいま大蔵当局からの御説明によりまして、二十六年度の補正予算にも、その点を見積つてあるというお話でございますが、資料をお持ちでございましたら、数字的に伺わせていただきたいと思ひます。

○岩動説明員 あいにく私、資料を持たないで、よその会議からこちらへ参りましたので、たいへん恐縮でございます。一応私が今記憶いたしておりましたところを申し上げますと、六百四十四万九千円が計上されております。これは一府県五十人ずつ講習いたしました、本年度内に二回これを行うという計画になつております。

○松谷委員 ただいま大蔵当局の御発言によりまして、この法律改正によつて義務としての責任はなくなるが、一応そういう点になお考慮するといふお話でございますが、その点について特別にお願いを申し上げたいと存じます。が、御承知のように、今回の改正によりまして、十三年間の経験年数も必要とせず、検定をもつてその既得権を獲得された方々にも、即時その切りかえがなされるというふうになりますので、看護を手にする立場から考へまするならば、その内容について相当考慮されるものがあると思ふのでございます。ことにそうした内容をもつて改正されます今後の問題として特に重要な問題は、これからその認定講習が相

当の内容をもつて行われるのでなければ、今後新規に国家試験を受けて出て来られる看護婦さん方、あるいは既得権を切りかえて行かれる方々との、その内容の中に、相当の差が実質的に出て来るを得ないと思ひます。そうしたギャップを是正いたしますために、当局が十二分な力を注がれて、本案の趣旨を完全に実施していただかなければならないと思ふのでございます。そうしたやさき、当局がすでに義務ではなくなるかもしれないけれども、しかしその内容においては、従来の義務づけ以上の責任を、ことに大蔵当局がお感じくださつて、そうしてより多くの予算をこの面に充てていただかなければ、私もこの法律を改正するその内容においては、大きな欠陥がむしろ出て来るのではないかと心配する一人でございます。大蔵当局が具体的にこの法律改正につれて予算を組まれる、その場合の予算額も、きょう資料をお持ちでないとおつしやいましたが、次の機会にでもひとつ数字をお示しいただきたいと思ふのでございます。なおただいま申し述べました点について、大蔵当局の御意見がいかであるか、伺わせていただきたいと思ひます。

○岩動説明員 先ほど申し上げましたように、看護婦の素質の向上という点とは非常に大事なことであります。従来ともそういう一素質の向上という面におきまして、指導者の講習会を開き、また幹部の看護婦につきましては再教育を行つて、そしてその質の向上をはかり、しかもその幹部の連中がそれ／＼の職場に歸つて、そうして自分の同僚の質の向上に指導的な立場を演じて行く、こういうような予算は

従来とも計上しております。今御質問の趣旨は、むしろ来年度の予算において、これをどう取上げるかというような御趣旨であつたように承るのであります。が、来年度の予算につきましては、ただいまいろいろと厚生省からの要求につきまして検討をいたしている最中でありまして、従ひまして、ただいま具体的な数字をもつてお示しすることはできない状態にあるのは遺憾であります。御趣旨の点は十分に考慮いたしまして、厚生省とも、新しい法律のもとにおいて看護婦の資質の向上について、どういう方法をとるべきかという点については、十分な検討をいたしたいと考えております。

○松谷委員 具体的な数字と申し上げましたのは、お話のようにまだ具体化したしておりませんので、その決定的な数字をお示しいただくことは、相当無理な相談だと考えます。ただ大体において厚生省から要求されておりますその額に對する大蔵当局の御意見なり、あるいは大蔵省としての大体の腹を示していただければ幸ひだと考えたのでございます。また機会を得ましたら、具体的にその問題については質疑をさせていただきますと思ひます。

○松永委員長 福田委員。

○福田(昌)委員 ちよつとお尋ね申し上げたいのですが、六百四十四万九千円というのは、二十六年度の補正予算なんですか。

○岩動説明員 私の記憶に誤りなければ、ただいまの数字は、ただいま国会に提出しております二十六年度補正予算の一部と承知いたしております。

○福田(昌)委員 この数字は、認定講習の何人分の費用としての御計算でござ

るものでございましょうか。

○岩動説明員 一府県五十人ずつの計算で、二回やることになっておりますので、それを積算すれば出て参るわけでありませう。

○福田(昌)委員 この前、認定講習の問題が起りましたときに、できるだけ短期間に、既得権者の認定講習を終えて、厚生大臣免許に切りかえるということが論議されて、その認定講習を可及的広い人数において受けることができるようにするために、相当この費用を大蔵当局にお願いするというようなお話があつたのでございませうが、そのお話の内容から考えますと、既得権者の認定講習の費用にいたしまして、一府県単位五十人ずつで二年二回ということになりますと、私どももいたしましては半歩の歩みのような、非常にのんびりした感じを持ちまして、既得権者の人たちに非常にお気の毒な感じを持つのであります。こういうしくも保健婦さん、看護婦さん、助産婦さんは別ですが、保健婦さん、看護婦さんというのは需要が非常に多くて、供給が足りないというふうな状態でありまして、そういうふうな観点からいたしまして、認定講習の補正予算にいたしまして、もつと大幅な予算をおとり願えることだと、私たちは期待いたしておつたのでございませうが、ただいまのお言葉を承りまして、非常に悲観をいたしたのでございませう。問題は法律が改正になりました、認定講習ではなく、教育の内容を高めますために、補習教育が必要だということになつて参りますと、その費用にそつくりお切りかえ願えるのでございませうかどうか、承りたいと思ひます。

○岩動説明員 本年度の補正予算につきて、一府県五十人ずつで年度内に二回ということとは、非常に少ないというお話がありましたが、必ずしも十分な回数あるいは人数になつていないかと思ふのであります。しかし補正予算の通過の時期を考え、また現在各病院等におきます看護婦の配置等を見まして、非常にきつぱうな状態になつておるわけにございまして、一度に大勢の看護婦が講習のために職場を離れるということも、実際の立場からいたしまして相当問題も起るので、できるだけそういう摩擦を少くし、また短期的な観点も考慮して、一府県年度内は二年二回ということにいたしましたわけでありませう。それから法律が改正になりました、認定講習が一府法律上の建前としてはなくなるわけでありませうが、そのかわり新たに行政上の措置として、厚生省がこの補正予算に計上してある予算が、かりに法律がなくなつても通るといたしまして、それについて新しい計画で講習をやりたいという御希望でもあれば、それに従つて十分に御相談の上、この予算を使うということも、一応ただいまのところは考えられると思つております。

○福田(昌)委員 非常に大蔵当局からありがたいお言葉を聞かれました、安心いたしたのでございませうが、どうかこの費用が変更になつたからといつて、この予算を削減することがないよう、ぜひお願い申し上げたいと思ふのであります。さらに二十七年の予算におきまして、既得権者の保健婦、助産婦、看護婦さんの程度を高めるためには、ぜひとも補習教育が必要でございませうから、そういう御観点に立た

れまして、ぜひこの方面の費用を、従来の認定講習にとられた費用より、もつとオーバーする費用をこの方面に御配慮いただくことを、ぜひお願い申し上げます。

それから厚生当局にお尋ね申し上げたいのでございませうが、無条件で既得権者を厚生大臣免許に切りかえますと、一体どれくらいの方に全部厚生大臣免許に切りかえられとお考えになつておられるのでございませうか、また人数も大体どれくらいの方の人数の切りかえが可能だと御計算になつておられるのでございませうか。

○久下説明員 お尋ねの点につきましては、私どもとしては、ただいま次に申し上げるような考え方で講習をいたしております。まず前提として申し上げたいのでございませうが、既得権者で今まで二回の看護婦国家試験に合格いたしました者が、約二万名近くございませう。実際に免許を申請して参りましたのに対して、ただいままで免許を出したものは四千名足らずでございませう。この試験は、御承知の通り、昨年の秋とこの春実施いたしましたものでございませう。そういうことでありまして、この制度が出来まして、免許を持つております人全部が、ただちにどつと申請をして来るというふうにも考えておられないのであります。もちろん先のことでもございませうから、予想が違いますけれども、保健婦、助産婦、看護婦、全部の免許を持つております数が二十五万ございませう、そのうち実際に業務に従事して参ります人が十五万と推定いたしております。免許所有者の約半数、すなわち言葉をか

えて申しますと、実際に業務に従事しておられます人とは同数の人が、免許を申請して来るのではないかと、うふうに考えまして、そういうことを基礎にいたしまして、大蔵当局と予算の流用等につきまして、お話を進めておるところであります。一方におきまして、私どもの方の事務能率の問題もあるものであります。特に既得権者の国家試験がなくなりまして、今後その面の仕事も若干ひまになつて参る事情がありますので、それらを勘案いたしまして、現在持つております職員が、できるだけひまをさいて全能力をあげて、この新しい制度による免許申請を処理して参るようになつたと思ひます。いろいろと検討しておるのであります。ただいまのところでは、今申したような現在あります職員の数なり能力等から考えまして、またほかの仕事の振合ひ等も考え合せまして、一日三百名くらいは処理できるのではないかと、うふうに考えております。そういういたしますと、全部の免許登録が済み、免許状が出されるまでには約二年くらいを必要としないであらうかというふうに考えております。

○福田(昌)委員 三百名くらいでいいというお話でございませうが、何人くらいでこの仕事をなさるのでしょうか。○久下説明員 看護婦の国家試験並びにその免許の事務のためにおります専任の職員は事務官二名、雇員三名、合計五名であります。本官の事務官は免許に關して申しますれば、免許申請書の審査をいたすのであります。審査としますのは、まず第一に法律上保健婦、看護婦、助産婦になり得るには欠格条項がございませう。この欠格条項

に該当するかしんかということと、医師の診断書を基礎として審査をいたします。同時にまた戸籍謄本、または戸籍抄本をとりまして免許状との氏名、本籍等のつき合せなどもいたします。さうなことで、間違ひのないものという認定ができました場合に、それらに籍に登録をいたすわけでありまして、問題はこの免許登録の籍に登録いたしますために、申請書の審査をいたすことが、実は一番問題になるわけでありまして、ただいま申し上げました五人の職員は、試験あるいはすでに新しい制度による免許が、何人かこれから出て参りますが、これらの仕事の合間々々は、全部このことに没頭させるつもりであります。同時にまた、単に機械的に帳簿に登録し、あるいは免許状を書くというふうな仕事は、予算上雇用の人でも雇ひまして、そして処理をして行くようにして参りたいと思つておるのであります。さらにまたそれ以外に、看護業務に従来して参ります職員もおりますので、これらの職員につきましても、そういう臨時的な仕事でもありますので、手の明く限りはこの方面に協力させまして、そうした今持つております仕事とにらみ合ひをいたしまして、先ほど申し上げたような数は、大体処理できるであらうというふうな考えでおります。

○福田(昌)委員 その申請書類にいろいろのものが必要である、戸籍抄本や、欠格条項に關する医師の診断書、その他のものが必要である、こういうことはよくわかつて参りますが、これは一府県都道府県の衛生部を通して、御申請に

道府県でひまがからない限りにおいて、厚生省内の操作では課長限りで御決定いただき、免許状を墨で書いていただきますまでに、そしてそれを発送するまでに一週間くらいあればできるといふように解釈してよろしうございませうか。

○久下説明員 原則としてさうに御了承願います。

○福田(昌)委員 そういたしましたら、県庁で長らく遊んでいないように、各都道府県を御参観願うことを、ぜひお願い申し上げたいのでございすが、さういいたしまして、都道府県へ早く出していただくという事になりまして、結局申請してから二週間、十五日くらいたつたら、厚生省から返事が来る、こういうふうな解釈してよろしうございませうか。

○久下説明員 厚生省の処置を一週間と見ていただきたらばたいへんありがたいですが、そのあとの一週間、往復の郵便なり、あるいは府県庁の——これは来ます場合にも経由をいたしますし、免許状もやはり県を通して送ります。さういふ関係であつたか、この辺は若干懸念があります。できるだけそれに近い期間でやるようにいたしたいと思ひます。

○福田(昌)委員 たいへんこんなことかなことをくどくお尋ねして恐縮なんです、看護婦さんやその他の方が待つておると思ひますので、くどいお尋ねをするのですが、ともかくも登録の書きかえの申請をお願いいたしましたら、少くとも二十日から一箇月くらいの間には、ぜひ登録の御返事がいただけるようにお願い申し上げたいもので

ございします。そういうことを厳にお約束申し上げておきませんと、非常に申請者がかわいそうでございしますから、その点よくお含みの上御配慮願ひたいと思ひます。

それから私もいたしましては、本来肉筆の免許状をもう前に、でき得べくんばはがきで——これは当然申請者の負担でつこうでございします。が、厚生省の免許の登録番号何番というものを、前もつて御通知いただけるような措置でもおとり願ひますれば、非常なありがたいと思ひます。この点もぜひお願いいたします。この点もぜひお願いいたしたいと思ひます。それで申請書類と一緒に、はがき代は当然申請者が負担するという形においてでも、早く登録番号を知らせていただくようにしていただきたらと思ひます。

それからお尋ね申し上げたいのでありますが、こういう厚生省の登録に切りかえられますところの、いわゆる古い看護婦さんというものは、官公立の病院の待遇におきましては、中途半端な待遇を受けるわけになりまして、業務上は看護婦の業務ができませんが、待遇は必ずしも新しい制度の看護婦さんと同じ待遇でない状態でございます。その待遇の切りかえという点のこと、厚生大臣の免許が来たと同時に、御配慮願ひますのでございませうか。

○久下説明員 この点は従来と同様に扱わざるを得ないと思つております。従つて具体的に申しますと、免許状が出たとしても、ただちに待遇には影響がないというふうになるわけでありま

ありまして、待遇の問題は、一に従来のその人の教育の程度と実務の経験年数というものの応じてきめられておりますので、形式的に免許をもらつたというだけでは、待遇改善の理由にならない。これは従来ともさうでございしますが、今後におきましては、ぜひ扱いをせざるを得ないと思ひます。

○福田(昌)委員 私どもは前の古い看護婦と申しますか、二十三年の保健婦助産婦看護婦法の成立にあたりまして、古い看護婦さんも国家試験を受けまして、新しい制度の人たちと同等の厚生大臣免許になると、待遇も同等の待遇を受けるという事を、厚生省のお約束のもとにおいて伺つたと考へるものであります。それが今の御答弁によりますと、いつの間にか裏切られたまゝして、免許は厚生大臣免許になつても、待遇は一向おかしな話だということになります。おかしな話ですが、どうもお約束が違ふやうな感じがいたしますが、いつからさういふふうにおかわりになつたのでございませうか。

○久下説明員 私が承知いたしております限りでは、さういふふうには申し上げたことではないと思ひます。最初からさういふ方針で扱つて来ておるのであります。あるいはだれかがさういふやうなことを申したといたしまして、その点はたいへん申訳ないのですが、その後人事院あたりとも、待遇問題については具体的にいろいろ折衝して見たのであります。先ほどから申し上げたやうなことで、新しい制度の看護婦につきましては、従来の看護婦と比較して、初任給もよほどよい待遇を與えられるやうになりました。既得権者が試験を受けて、合格して、新し

い免許をもらひましたも、それだけでは待遇の改善をすることができないといふやうな扱いに、最初からなつておるのでございします。

○福田(昌)委員 医務局長のお話を承つておりますと、私の記憶に間違いがあるやうなことになるのであります。が、これは速記録をくらんになればはつきりしてゐると思ひますので、途中から待遇の差別をつけるというやうなことに厚生当局が解釈——初めからさうだつたおしやれば、法律の制定當時に答弁なすつた厚生省の御答弁そのものが詭弁であつたといわなければならぬと思ひます。さういふやうな約変なことがないやうに、お願い申し上げたいのであります。看護婦さんには、これから補習教育もございませうし、勉強をするのでありませうから、さういふ点におきまして、あまり差別をつけるやうなことをお考えにならないやうに、でき得べくんば新しい制度の看護婦さんと、厚生大臣の免許をとられた古い看護婦さんとは——保健婦、助産婦さんと同じであります。同等な待遇をするといふやうな、人道的な立場に立つて、この給手の問題は御配慮願ひたいと思ひるのであります。厚生当局がさういふやうに途中から約変——あるいは最初から詭弁であつたのかも知れませんが、さういふ態度をとられることは、私非常に残念しく思ひますのでござい

ます。

さういふことがないために、もう一つくどいようですが、お尋ね申し上げておきたいのは、登録申請をいたしまして、一月もたつて来ない場合は、一

してくださるか、この点はずきりお伺いしておきたいと思ひます。

○久下説明員 一月もたつて来ないということは、実は絶無ではないと思ひます。と申しますのは、先ほど来くどく申し上げておりますやうに、一度に何万という申請が殺到いたしますと、その処理には私どもの事務能率に、おのずから限度がございします。で、予定以上の能率をもちろ上げてやるつもりではおりますけれども、そのために、先ほどお話の二週間なり、あるいは二十日なりということでは処理できない事態が起る可能性も、相当考えられるわけでありませう。さうな場合におきましては、御了承いただくと外にはないのではありませんが、ただ従来とも、先ほどのいろいろお話がございましたが、就職その他のために登録が必要である、早くほしいというやうな方につきましては、私どもとしては特に便宜なばかりは従来いたしておきます。特に医師、歯科医師の免許につきましては、免許状を出します前に、取急さういふものにつきます。これは決然と得て登録いたしました。医師、歯科医師、あるいは歯科医師登録簿と、あるいは看護婦登録簿と、さういふものをつくつて、ペン書きで簡単な証明書を差上げておきます。お急ぎの方につきましては、さういふ措置をするによりまして、できるだけ支障のないやうにいたしておきます。

○福田(昌)委員 一月以内に発送できないというところが、はつきりいたしましたその該当件数に対しては、ぜひさういふやうな登録番号の写しを、便法として一月以内に申請者に届くやうに御発送願ひたいと思ひますのであります。その点をこの保健婦、助産婦、看護婦

の既得権者に対しては、そのよう
な特別な措置をせよとおりはからい願
いたい、このことはお約束願いたいと
思います。

それからもう一つお尋ねいたした
のでありますが、この登録税はどれく
らいなのでございましょうか。

○久下説明員 現行の登録税法によ
りますと、保健婦、助産婦、看護婦の登
録税は一件当り一千円でございます。

○福田(昌)委員 新しい人も古い人も
同じでございすね。

○久下説明員 同じでございす。

○福田(昌)委員 それは大蔵省の収入
になるのでございすか。

○久下説明員 国庫の一般歳入になる
と思ひます。

○福田(昌)委員 たしか申請いたしま
すときの書類に、収入印紙を張ると思
つたのですが、あの収入印紙はこの

収入になるのでございすか。——国
庫の財源がふえて、大蔵局から見れ
ばいいことかと思ひますが、看護婦か
ら見れば、これははなはだお気の毒な
わけでありまして、そういうような観
点からいたしまして、再登録のような
ものですが、これに対して特別の御配
慮を払つていただくようなお考えはな
いものでございすか。

○久下説明員 その点につきまして
は、実は私も考えてみたのでありま
す。しかしよく考えてみますと、今お
話になりました再登録ではないのであ
りまして、やはり厚生省の看護婦、
保健婦、助産婦に登録したる限り
につきましては、新しい制度によつて
免許を得る人と、手続上添付書類の点に
つきましては、また審査の内容から言
ひまして、何もかわりはないと思ひま
す。

るので、これを区別して扱ふという理
由を見出し得ないのでございす。従
ひまして、全般として登録税が高いと
か低いとかいうようなことを論議すれ
ば格別であります。新旧の人によつ
て差等をつけるという理由を主張する
だけの筋が立たないと考えておる次第
であります。

○福田(昌)委員 手数が同じというこ
とは、ごもつともございす。医者と
か薬剤師とか、歯科医師もございす
が、登録する手数ということになる
と、医者と看護婦も同じじやないかと
思ひますが、登録税というものがそれ
ぞれ違つておるようでございす。登
録というものは、何も手数が主体にな
つておるものではないかと私も考
へます。そういう意味で、登録の料金は
多少御配慮をでき得べくんば願ひたい
と思ふのでございす。それも御配慮
を願ふと同時に、少くとも申請いたし
まして、できるだけ早く申請者の手元
に、その登録番号を御送願ひたいとい
う意味におきまして、私は先ほど次
長さんの御答弁にございまして、よう
な特別なとりはかりの、番号だけをベ
ン書きにして申請者に届けるその方法
を、全部の申請者に実行していただき
たい、その点をちよつとお考えお願
ひたいのでありす。

○久下説明員 その点は実は最初から
申し上げる問題にひつかかつて参つ
て、全面的なお約束をいたしかねるの
であります。と申しますのは、看護婦
籍、保健婦籍、助産婦籍に登録しま
す前に、書類の審査をいたす必要があ
るのであります。審査をいたしまして
間違いないということになりました、
簡単ではあります。決済を済まし

て、登録をするということになるので
あります。それが済みませんと、登録
番号を打つことはならないというこ
とになります。そこでのおのずから審査
をいたします者の事務能力に影響をし
て参りますので、全部に差上げるとい
うことは、結局免許状を差上げるのと大
して違ひないことになつてしまいま
す。免許状の方は今の予算でも考へて
おるのであります。これは賃金の関係
で、定員法にも触れて参りません。予
算をとるつもりでありまして、これは何
人でも臨時に人を雇はざるようにな
る。予算上の措置をしてもらうつもりで
あります。問題は、従つて責任のある者
が申請書類を審査して、審査の結果捺
印をし、課長の決済を得て、籍に登録
するまでの手続に問題があるものであり
ます。全部の者の籍の字しを出せとい
うことは、期間的な関係では、ちよつ
とお約束いたしかねるのであります。

先ほど来申し上げております通り、特
に急ぎます事情のあります方につきま
しては、特別なはかりをいたして差
上げる以外には、ちよつとお約束いた
しかねるのであります。

○福田(昌)委員 そういたしますと、
いろ／＼な審査が通つて、正式に墨で
書くところまで持つて行くのに時間が
かかる。墨で書くようなところまで行
けば、大体二、三日でできるといふよ
うなお話でございすが、二、三日で
墨書の免許状がでる上らないで、墨書
のところをストップしておるような状
態であつた場合には、ぜひ特別な御配
慮をお願い申し上げたいのであります
が、この点だけはお約束願えるかと思
ひますが、厚生当局の御答弁を願ひた
いと思ひます。

○久下説明員 それはお約束を申し上げ
てもよろしゅうございすけれども、
おそろくは私どもの今の考へで
は、わずかの期間の差だけで、二、三
日か数日くらいの程度の差で、始末が
ついて行くと思ひますので、特にこの
ために二重にやると、かえつて手間取
つて参りますので、その辺のところは
もしもお話の通り、必要なもうした免
状を書きます職員が得られなくて、手
間取るようなことがありましたら、御
要望の通りにいたすつもりであります。

○福田(昌)委員 そうすると二重に手
間がかかるわけにございすが、しか
しこの手間はベン書きでいいわけであ
りますし、厚生当局が親心をもつてな
されば、何なくできることだと思ふの
でございすから、その点事務的にど
うこうという大きな問題でもな
いと思ひますので、この点はぜひお取
上げ願ひたいと思ひます。本物の免許
状が来ない場合には、一月以内に
ベン書きのナンバーの通知があるとい
うような案において、ぜひこの免許状
の切りかえが行われるよう、厚生当局
にお願ひを申し上げたいのでありま
す。あまりくどくどなりますので、こ
ういつたことは一応質問を打ち切ります
が、ともかくも私としては、既得権者の
保健婦、看護婦というものの免許を切
りかえても、相かわらず待遇の面にお
いて、新制度の人たちと非常な差別を
受けるということは、どうも納得の行
かないことであるから、ぜひ待遇
の上におきまして、早急に御配慮い
ただくようお願い申し上げたいのであ
ります。

○松永委員長 他に本案について御質
問はありませんか。

○金子委員 一、二点採決に入る前に
あたりまして、厚生省にただしておき
たいことがありますので、申し上げた
いと思ひます。先ほど申し上げました
ように、この法律が非常な飛躍とい
うか、変化いたしまして、厚生当局の考
え方もかわつたのであります。同じ
法律が半年ごとにかわるというよう
なことでは、法の權威にもかかわりま
すので、念のためにお聞きしておきま
す。今の二点を、いわゆる登録の問
題、内地の旧看護婦並びに保健婦、助
産婦、それから外地から引揚げた方々
の登録の問題を、参議院から提案にな
りますが、そのほかに現行の国家試験
の問題にいたしまして、あるいは学
科課程あるいは科目というふうな問題
につきまして、いろ／＼私どもはま
だ考えさせられる点も、実情からい
つて改正すべきではないかと思ふよう
な点も、ないではないかのように考へ
ておりますが、厚生省は今の法律を施行
するにあたりまして、これは立法機關
が法律をつくつたのだから、われ／＼
はその通りやるのだという、そういう
ふうな意味でなく、実際によりいい看
護婦、保健婦、助産婦をつくつて行
く、こういう意味からいたしまして、
現行法に対して一つの希望なり、ある
いは改正をした方がいいのではないか
というふうな点がありましたら、この
際御意見を述べていただきたい、こ
ういうことを考へております。

○久下説明員 私どももいたしまして
は、今回御提案になつております改正
点を除きましては、将来再び改正をし
なければならぬというふうな点は考

えておりません。もちろんお話の点にありまして学科課程その他の省令以下に譲られております問題につきましては、あるいはいろいろ御意見があり、改正すべき点があるかとも思いますが、これらはまた各方面の御意見によりまして、十分研究して参りたいと思ひます。ただこの際よくつとけ加えて申し上げておきたいのでありますが、私も耳にいたしておりましたところでは、現行法による助産婦の制度につきまして、その方面の関係の方に若干御意見があるというのを漏れ聞いておりましたが、まだ具体的なところまでは至つておらないようでございますから、従つて私どもの意見を、こういつところでお述べをする段階には至つておらないのでありますが、さういふ意見が出ておりますことだけは承知いたしておりますので、ちよつとつけ加えて申し上げておきたいと思ひます。

と思つております。一般方針としては、変更は考へておりません。それと、もう一つは、国家試験につきまして、既得権者の受験がなくなりまして、新しい卒業生は漸次ふえて参りますので、の、従来のような一万を越える受験者が出て来るという様なことは、この数年は考へなくてもいいじやないかといふふうに思つております。

○金子委員 この改正案に対して、採決に入る前に、最後に一点お聞きしておきますが、これは率直に述べていただきたいと思ひます。旧法を改正する場合の認定講習の条項の、いわゆる附則をつくり出すときにおきまして、あるいはそれまでの過程に行くまでも、旧規則による看護婦のレベルが非常に低い、そのためにとうてい無条件に切りかえられるものじやない。また認定講習そのものでも、政府当局は私どもの意見と相当食い違つて難色を持つておつたのが、こういうふう非常に飛躍したわけでありまして、そこであの附則による過程を経まして認定しました場合と、こうして無条件で正規の学校を出ないで看護婦になつた人たちもおるのですが、そういう人もひつくるめて、無条件でこの際国家登録にする。しかもその再教育たるや、先ほどお聞きしておりました、一府県五十人まで二回程度だといふことになると、これはまたひどい話で、私が先ほど申し上げました通りの結果が出るのであります。私はこういつた二つの点の法律の改正によつて、確かに相違が出て来ると思ひますが、この相違がありまして、看護婦の資質の上に変化があるとか、あるいは低下するとかあるいは好ましいとか、好ましく

ないとか、要するに看護婦の資質というものにおいて、現行の認定講習を受ける場合と、今度の経歴、年数で国家登録する場合と、どちらが看護婦自体の資質という点からいつてとるべきかといふことに對して、最後に厚生当局の意見を聞きたいと思ひます。

○金子委員 本法が改正になりました後における国家試験の立場と、それから国家試験の規模というものが、どういふふうに変化して来るか、その見通しをひとつお聞きしておきたい。

○金子委員 今後の国家試験は、新しい制度による成規の過程を経た者だけに参りますので、そういう意味合において、実質的には若干の変化は考へられると思ひますが、但し一般的な方針としては、私どもは特段に試験問題の内容、程度等を、今まで看護婦につきまして二回行いましたが、これと考へて行くような考へ方は持つておりません。しかし漸次それらの数が増えて来、回を重ねて参りますにつれて、若干の変化はあるのではないかと

○金子委員 お尋ねの点について、先ほどちよつと触れたと思ひますが、認定講習の制度を廃して、こういふような改正が行われるだけで放置しておきますれば、私は一般的な看護婦の資質の向上という面からいふと、マイナスの結果になると思ひます。しかしながら、これにつきましては、私ども自身も実は強く熱望しておるのでございまして、従来やつて参りました再教育の制度と、この認定講習と実質的には同じような考へ方で、今後大いに力を入れてやつて参りたい。そういうことによりまして、従来の制度とかわりない結果を得たいといふふうに熱望しておる次第であります。この熱望は、先ほど来の大蔵当局に對する当委員会の発言もございまして、私も非常に感謝をいたしておるのでございまして、これらと相まちまして、これから来年度の予算折衝も近くあるようでありまして、十分ひとつ力を入れて主張いたしまして、御懸念の点のないよういたして参りたいといふふうに考へております。

○金子委員 それは言葉として努力したいといふことは承知しますが、これは二年なり三年なりの結果を見れば、私は断じて私の方が勝つと思ひます。あなたの今言ふことは説教です。必ずそれだけの結果が出ない、それだけの予算措置はとれないと私は政治的に見てお

ります。従つてこの問題は、今御答弁のようないふことに對しまして、さういふふに、ここはたくさんの方の法律をきめる元でありますからして、そのときふの場当りの一つの考へ方で申されることを、私は非常に遺憾に思ふのであります。私もこの法律を施行することによつて確かに低下すると思ひます。しかもこの再教育に對しては相当至難だ、しかしながら再教育があるのだからやむを得ぬといふ御答弁の方が、率直でよろしいのでありますけれども、あえて私はそれ以上追究いたしません、とにかくにもこの問題は率直に言へば、一般の輿論ができて来たところへつて込んで、厚生省が投げたのである。問題は投げたのでなければ、この前の法律改正のときに、あれだけ固執するはずがないのであります。でありますからして、この問題はこれといたしまして、今後法律の問題をそのときの場当りで答弁されることのないよう、私も真剣に専門のあなたの方の言うことを信頼いたしまして、それに実情を合すべく骨を折つておるのでありますから、(「議員提出だ」と呼ぶ者あり)それはいかん議員提出であるが、政府提出であるが、それを立法と行政と區別して言うべきでない。立法と行政の面は法律をつくるときにともなくに研究し合つて、さうして一方国民の実情に合うよう、一方これを行政的な専門の立場からいつても、万金を期するように私どもはつくりたい、こういうことを繰返して申し上げます。

○松永委員長 他に本案について御質問もないようですから、お諮りいたします。本案の質疑を終了することに御異議ございませんか。

○松永委員長 御異議なしと認め、本案の質疑は終了したものと認めます。次に本案の討論に入りますので、別に通告もございませんので、これを省略するに御異議ございませんか。

○松永委員長 他に本案について御質問もないようですから、お諮りいたします。本案の質疑を終了することに御異議ございませんか。

○松永委員長 他に本案について御質問もないようですから、お諮りいたします。本案の質疑を終了することに御異議ございませんか。

○松永委員長 他に本案について御質問もないようですから、お諮りいたします。本案の質疑を終了することに御異議ございませんか。

○松永委員長 他に本案について御質問もないようですから、お諮りいたします。本案の質疑を終了することに御異議ございませんか。

○松永委員長 他に本案について御質問もないようですから、お諮りいたします。本案の質疑を終了することに御異議ございませんか。

○松永委員長 御異議がなければ本案の討論は省略いたします。

これより保健婦助産婦看護婦法等の一部を改正する法律案を議決に付します。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○松永委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

なお本案に関する報告書につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○松永委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

○松永委員長 次に診療所における同一患者の収容時間の制限に関する医療法の特例に関する法律案を議題とし、審査に入ります。まず提案者より趣旨の説明をお願いいたしますと存じます。提案者大石武一君。

診療所における同一患者の収容時間の制限に関する医療法の特例に関する法律案
右の議案を提出する。
昭和二十六年十月三十日
提出者
大石 武一 青柳 一郎
高橋 等 松永 佛骨
丸山 直友 亘 四郎
金子與重郎 福田 昌子

診療所における同一患者の収容時間の制限に関する医療法の特例に関する法律案
診療所の管理者は、この法律施行の日から三年間は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第十三条の規定によらないことができる。但し、

診療上やむを得ない事情がある場合を除いては、同一の患者を四十八時間をこえて収容しないようにつとめなければならない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 医療法の一部を次のように改正する。

第七十九条第四項を削る。

○大石（武）委員 ただいま議題になりました診療所における同一患者の収容時間の制限に関する医療法の特例に関する法律案につきまして、その提案理由を御説明いたします。

今から三年前の第二回国会におきまして、画期的な医療法が国会を通過いたしましたのでありますが、この内容につきましては、皆さんも十分に御承知のことと思ひますが、その重要な点につきまして申し上げます、いわゆる病院と診療所の基準というものを、はつきりしたわけであります。つまり患者二十人以上を収容し得るものを病院とし、それ以下のものを診療所として、この診療所におきましては、同一の患者を四十八時間をこえて収容することができないというところに相なつたのであります。ところが当時のいろいろな経済事情、あるいはいろいろな医療制度の実態よりいたしまして、それをただちに実施しますことは、国民の医療方面に重大なる支障を生ずるという見解のもとに、この法律施行の一部、ことに第十三条の施行を三年間延期いたすことにしまして、それまで開設いたしておりました診療所においては、やはり四十八時間を越えても同一患者を収容することができるように

にしてあつたわけでございます。それが今年本年の十月二十六日に、その期間が切れるのであります。それまでの三年間におきましては、各診療所はその素質あるいは設備の向上改善に鋭意努力して参つたのであります。そうして相當の数の診療所は向上が見られたわけでございます。しかしながらこの診療所の設備の改善向上につきましては、今まで何ら政府から一切の融資あるいは資材のあつせんというものがございせん。さらに御承知のようにながの経済事情でありますし、また最近特に社会保障制度の思想が、わが国に瀾漫して参りましたために、三年間において診療所が自身自身の力において、これを病院にまで向上改善することは、容易でなかつたのでございます。従つて現在におきましても、ただちにこの新医療法第十三条を適用することは、どうしてもわが国の国民の診療上に、重大な支障を及ぼすことは明らかであります。さらに今までの、この前の延期の法律によりますと、三年前までに開設した診療所は、十分に四十八時間以上同一患者を収容することができ得るわけでございまして、それ以後に開設いたしました診療所においては、一切四十八時間以上同一患者を収容することができないのでございまして、ここにやはり重大な診療上の欠陥があるわけでございます。このような欠陥を除去し、さらにわれわれの理想である四十八時間制度の目的に、一歩でも近づこうという二つの理由のもとに、本案を提案したわけでございます。

何とぞ十分に御審議の上、通過をいたすことができますように、御審議をお願いします。

願ひいたす次第でございます。

○松永委員長 お諮りいたします。本案に關しましては質疑、討論の通告もございせんので、質疑、討論を省略するに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○松永委員長 御異議なければ本案の質疑、討論は省略いたします。

これより診療所における同一患者の収容時間の制限に関する医療法の特例に関する法律案を議決に付します。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○松永委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

なお本案に関する報告書につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○松永委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

○松永委員長 次に公衆衛生国際事務局に關する議定書について、厚生省の海外課長より發言を求められておりますので、これを許します。厚生省海外課長。

○斎田説明員 さきごろ政府より国会に對しまして、公衆衛生国際事務局に關する議定書を受諾することについて承認を求むるの件という件名の原案を御提出を申し上げまして、御承認をいただきましたという手続をとつたのであります。これは事務的に申し上げますと、外務省が扱つておりまして、不日外務委員会において、御審議をいただく手続になつておると聞いておるのであります。内容に關しましては、

私も厚生省の所掌いたしております事務に關することでございます。本で、この機会を拝借いたしまして御報告申し上げ、御了承をいただきたいと考えておるのであります。

この公衆衛生国際事務局に關する議定書と申しますのは、一日に申しましたならば、一九〇七年に締結いたしましたパリにおける公衆衛生国際事務局設置に關するローマ協定という協定に署名をいたしております国々が、戦後新しくございまして、わが国も御承知のごとく皆さんの御承認をいただきました。この春加入いたしました世界保健機関WHOに加入する場合に、そのローマ協定の事務を新しいWHOの事務局に扱はしめるといふことを承認する事務的手続を取つた議定書なのであります。従ひまして、前のローマ協定の加盟国でありました国々が、戦後の世界保健機関WHOに加入いたしましたものにつきましては、すべてこの議定書を受諾するということが、不文律のごとくになつておるのであります。従ひましてこの春、日本政府外務大臣が、世界保健機関WHOに加入申請の申込みをいたしました手紙の一節にも、このようなことが書かれております。日本政府はこの機構に加盟を許された上は、一九四六年七月二十二日締結せられた公衆衛生事務局に關する議定書を受諾し、また適当な時期に一九〇七年十二月九日署名せられたローマ協定により設立せられた公衆衛生事務局より脱退すべき必要なる措置を行つておるのであります。この脱退措置につきましては、本年八月閣議決定によりまして、その

措置をとり終つたのであります。

今回のこの承認を求めております案件は、残されましたところの議定書に加わりまして、もとのローマ協定による事務を、われ／＼が新しく加入したWHOに引継がしめることに異議がございませぬということを表明いたすことになるので、まづたく事務的な取扱いでございします。以上のようなことでございしますので、一言皆様方に御報告申し上げて、御了承をいただきましたと思つた次第でございします。

○松永委員長 何かただいまの発言に関連して、御発言ございませぬか。

○松永委員長 それでは次に参考人選定の件についてお諮りいたします。

社会保障制度に関して、内閣に第二次勧告をいたしました社会保障制度審議会の会長を、当委員会にお呼びして、その意見を聴取いたしたいと存じますが、会長の前田多門君を社会保障制度に関する件についての参考人に選定し、次回の委員会に出席していただくことに御異議ございませぬか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○松永委員長 御異議なければ、そのように決します。

なお次回の日時の決定並びに参考人に御出席を願うための所要の手續に關しましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませぬか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○松永委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

本日はこれをもつて散会いたします。

午後三時四十五分散会

〔参照〕

保健婦助産婦看護婦法等の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書

診療所における同一患者の収容時間の制限に関する医療法の特例に関する法律案（大石武一君外七名提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十六年十一月十三日印刷

昭和二十六年十一月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所